

平成 2 5 年第 1 回定例会（6 月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成 2 5 年 6 月 1 3 日

農 林 水 産 部

目 次

1	平成24年決算特別委員会において「検討する」旨 答弁した事項の検討状況について〔農林水産部〕	1
2	農林水産業及び農山漁村に関する年次報告について〔農林政策課〕	2
3	米の生産数量目標に関する専門部会の設置について〔水田総合利用課〕	4
4	木材利用ポイント事業の概要について〔林業木材産業課〕	5
5	林内路網整備に関する年次報告について〔森林整備課〕	7
6	水源地域の保全に関する条例（仮称）の検討について〔森林整備課〕	9

1 平成24年決算特別委員会において「検討する」旨 答弁した事項の検討状況について

農林水産部

「検討する」旨の答弁を行った事項	その後の検討状況
林業・木材産業改善資金の制度上の課題について (農業経済課)	平成25年2月に林業事業体を対象に行った貸付制度に対するアンケート調査(92法人回答)結果では、資金使途については現行制度のままでよいとする回答が過半数を占めたが、資金使途の拡大(運転資金等)や連帯保証人確保の困難性についての意見も見られた。 このため、これらの意見を踏まえながら、他の関連資金制度の活用を含め、ニーズに対応した融資に努めていく。
サクラマス解禁時期前倒しの可能性について (水産漁港課)	釣獲調査の結果及び河川漁協のヒアリングから、河川のサクラマス資源を維持しつつ、解禁日の前倒し要望に応えるため、冬季を禁漁とする一方で4月解禁にするよう、現行規則の改正について、水産庁と協議を開始した。
J-VER(オフセット・クレジット)制度を県内外にどのように展開していくかについて (森林整備課)	環境省が主催するJ-VERの全国イベントに参加し、J-VERの販売促進を図るとともに、東京事務所を通じて県出身者の企業経営者等にPR等を図った。 県内においてもJ-VERクレジット購入者に感謝状を贈呈し、その贈呈式についてマスコミを通じてPRしたほか、ホームページの内容を充実させるとともに、白神山地世界遺産登録20周年記念オープニングイベントで県内外の参加者へチラシ等を配布した。

2 農林水産業及び農山漁村に関する年次報告について

農林政策課

平成15年3月に制定された「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」に基づき、平成24年度の農林水産業及び農山漁村の動向並びにその振興に関し、県が講じた施策を報告する。

秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例
(年次報告)

第8条 知事は、毎年、農林水産業及び農山漁村の動向並びに農林水産業及び農山漁村の振興に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 農林水産業及び農山漁村の動向（第1部）

(1) 概要

ア 農業分野

- ・ 平成23年の農業産出額は1,732億円（全国19位、東北5位）で、前年より238億円増加した。
- ・ 部門別では、米が1,062億円で前年より277億円の増加や、野菜は247億円で前年より2億円の減少、畜産は296億円で前年より9億円の減少となった。
- ・ 平成24年度末現在の認定農業者数は9,600経営体で、前年より66経営体減少したが、平成24年9月1日現在の農業法人数は487法人で、前年より35法人増加した。

イ 林業分野

- ・ 平成23年の素材生産量は994千 m^3 で、前年より4千 m^3 増加した。樹種別にみると、スギが844千 m^3 で、全体の約85%を占めた。
- ・ 平成22年の木材・木製品の製造品出荷額は633億円で、県全体の製造品出荷額の4.8%となった。
- ・ 平成23年度の林業従事者は1,745人で、前年より3人減少したものの、新規参入者は増加傾向にあり、新たに143人を確保した。

ウ 水産業分野

- ・ 平成23年の海面漁業生産量は9,456トンで、前年より77トン減少した。
- ・ 平成23年の海面漁業生産額は、前年より0.6億円増加の37億円となった。

エ 農山漁村分野

- ・ 平成23年度の直売組織の販売総額は47.2億円で、全167カ所のうち17カ所で販売額1億円を超えており、地域活性化の拠点の一つとなっている。

- ・ 平成24年度の農地等の保全活動取組面積は約7万ha（656組織）で、県内農振農用地面積の約45%を占めた。

(2) トピックス（特徴的な動きを掲載）

ア 共通

- ・ 農林漁業振興臨時対策基金事業の進捗状況
- ・ 雇用を創出する農林漁業ビジネス支援事業
- ・ 平成24年度の自然災害による農林水産被害
- ・ 県産農産物等の放射性物質検査

イ 農業分野

- ・ えだまめ新品種「あきたほのか」
- ・ 「第15回全国農業担い手サミットinあきた」
- ・ 青年就農給付金
- ・ 「棚田オーナー制度」の取組
- ・ 米の食味向上対策に向けた取組
- ・ 水稻新品種「秋のきらめき」「つぶぞろい」を発表
- ・ えだまめ日本一を目指した取組
- ・ オリジナル果樹の推進に向けた取組
- ・ リンドウ・ダリアのオリジナル品種によるブランド化への取組
- ・ 全国和牛能力共進会における県有種牛「義平福」産子活躍
- ・ 待望の統合市場「あきた総合家畜市場」がオープン
- ・ モミガラ補助暗渠の取組

ウ 水産業分野

- ・ 旬の地魚ブランド力向上に向けた取組
- ・ 新漁業調査指導船「千秋丸」の竣工

エ 林業分野

- ・ 秋田空港・秋田駅前の木造・木質化
- ・ スギ集成材の生産拡大
- ・ 高性能林業機械の導入促進
- ・ 米代線の全線開通
- ・ 秋田県水と緑の森づくり税事業

2 農林水産業及び農山漁村の振興に関し県が講じた施策（第2部）

農林水産業及び農山漁村の振興に関し、県が平成24年度に講じた施策をふるさと秋田農林水産ビジョンの施策体系に従い掲載。

3 米の生産数量目標に関する専門部会の設置について

水田総合利用課

平成26年産米以降の市町村別生産数量目標の配分方針案に反映させるため、秋田県農業再生協議会の下に、転作率の市町村間較差の取り扱いを含めた、配分の基本的な考え方について検討を行う専門部会を設け、議論を進めている。

1 転作率の較差縮小に係る経緯

- ・ 平成22年6月、秋田県米政策推進協議会に「市町村間較差縮小に関する専門部会」を設置し、平成23年産米以降の市町村別生産数量目標に係る市町村間較差縮小の手法について検討した。
- ・ 専門部会における検討結果を踏まえ、同協議会が県に意見を具申した。県では、平成23～25年産米の市町村別生産数量目標の配分に当たり、転作率の市町村間較差を3年間で1/2（11.2ポイント→5.6ポイント）に縮小する取組を実施し、昨年12月の平成25年産米の配分をもって終了した。
- ・ 平成26年産米以降の配分については、「その時点のルールに則り検討する」とされていることから、本年度、あらためて配分の基本的な考え方等について検討を行う。

2 「米の生産数量目標に関する専門部会」の概要及び開催状況

(1) 設 置 平成25年4月15日

(2) 構 成 各地域農業再生協議会の幹事長（各市町村の農政担当部課長）
J A秋田中央会、J A全農あきた、秋田県主食集荷商業協同組合の担当部長等、県農林水産部次長等 計30名

(3) 開催状況

- ・ 5月21日、第1回専門部会を開催した。
- ・ 1回目の意見としては、転作率が県平均よりも高い市町村からは「引き続き較差を縮小してほしい」、一方、低い市町村からは「縮小はもう十分である」との発言があった。また、「T P P交渉や経営所得安定対策の見直しなど、国内外の状況を十分見極めるべき」との意見もあった。

(4) 今後のスケジュール（予定）

7～10月 専門部会の開催（3回程度）

11月 専門部会から県農業再生協議会への最終報告

12月 県農業再生協議会による県配分方針への意見具申

県による平成26年産米に係る市町村別生産数量目標の配分

4 木材利用ポイント事業の概要について

林業木材産業課

地域材の需要拡大を促進するため、平成25年度から全国一律に木材利用ポイント事業が導入された。

1 事業実施主体

国（別紙の事業の実施体制を参照）

2 事業概要

木造住宅の新築等に木材利用ポイントを付与し、地域産品等と交換することにより、地域材の利用を促進する。

(1) 対象工事とポイント数（1ポイントは1円相当）

ア 木造住宅の新築・増築又は購入（定額30万ポイント）

- ・ 住宅の構造材及び間柱で地域材を過半以上使用したもの

イ 内装・外装木質化工事（最大30万ポイント）

- ・ 住宅の床・壁や外装などに地域材を一定面積（床、内壁9㎡、外壁10㎡）以上使用したもの

ウ 木材製品・木質ペレットストーブ等の購入（最大10万ポイント）

※ア、イは平成25年4月～平成26年3月に工事着手したもの

(2) ポイントの申請期間

平成25年7月上旬～平成26年7月31日

(3) ポイントの申請窓口

全国窓口（全国木材利用ポイント事務局）、県内の窓口（別紙参照）

(4) ポイントの交換商品及びサービス

ア 地域産品、体験旅行、商品券等

イ 森林づくり・木づかい活動に対する寄附、特定被災地域に対する寄附

ウ 対象工事に付帯した木工事への充当（作り付け家具、木製の外構、小屋等）

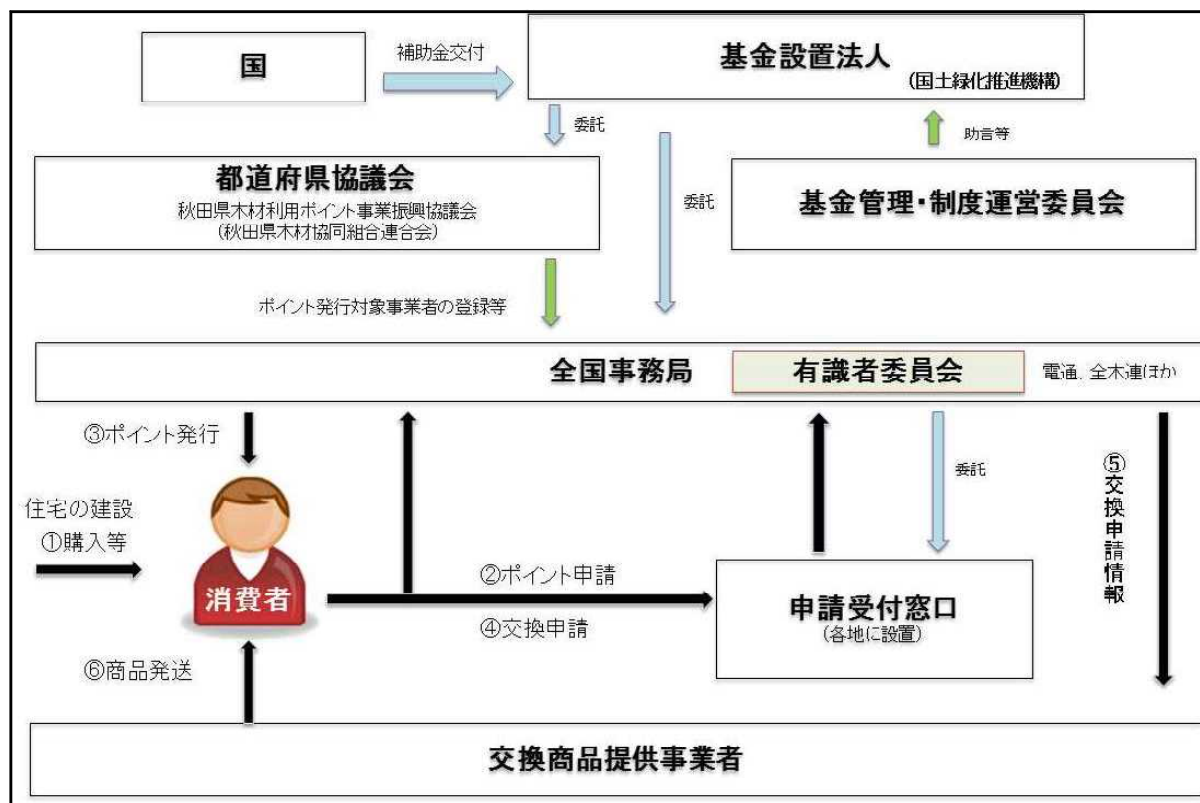
3 事業の周知と県単独事業との併用について

県内工務店1,200社、市町村、金融機関、木材・建築関係団体にパンフレットを配布するとともに、県ホームページ、新聞でPRした。

また、下記の県単独事業と併用が可能なことから、活用促進に向けた周知を徹底した。

- ・ 「秋田スギの家」普及促進事業（定額20万円）
- ・ 住宅リフォーム推進事業（最大20万円）
- ・ 秋田県ペレットストーブ導入推進事業（最大5万円）

○木材利用ポイント事業の実施体制



○県内のポイント申請の窓口

番号	申請窓口	郵便番号	住所	電話番号
1	秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通二丁目7-35	018-837-8091
2	秋田県建設技能組合連合会	010-0966	秋田市高陽青柳町1-43	018-862-3050
3	秋田県建築労働組合	010-0061	秋田市卸町三丁目4-5	018-865-2291
4	一般財団法人秋田県建築住宅センター	010-0001	秋田市中通二丁目3-8	018-836-7851
5	一般社団法人秋田県建築士事務所協会	010-0875	秋田市山王三丁目1-7東カンビル	018-865-1225
6	一般社団法人秋田県建築士会	010-0951	秋田市山王一丁目7-3山王ウェスタンビル	018-863-6348
7	秋田県産製材品販売促進協議会	010-0001	秋田市中通二丁目1-22(株)角繁内	018-833-9461
8	鹿角森林組合	018-5201	鹿角市花輪字合野18-3	0186-23-3315
9	大館北秋田森林組合	018-3454	北秋田市脇神字佐助岱27-2	0186-62-1664
10	白神森林組合	016-0814	能代市町字中川原33-45	0185-54-9300
11	本荘由利森林組合	015-0885	由利本荘市水林381	0184-24-4141
12	仙北東森林組合	014-1115	仙北市田沢湖小松字外ノ山4-1	0187-54-1030
13	仙北西森林組合	014-0062	大仙市大曲上栄町11-6	0187-63-1850
14	横手市森林組合	019-1108	横手市山内土淵字小目倉沢34-8	0182-53-2281
15	雄勝広域森林組合	012-0055	湯沢市山田字福島開372-5	0183-72-1197

5 林内路網整備に関する年次報告について

森林整備課

平成24年3月に制定された「秋田県林内路網の整備の促進に関する条例」に基づき、林内路網整備に関し、県が講じた施策を報告する。

秋田県林内路網の整備の促進に関する条例 (年次報告)

第11条 知事は、毎年、林内路網の整備に関して講じた施策を明らかにする報告書を作成し、県議会に提出するものとする。

1 林内路網の整備状況について

- 平成24年度に講じた施策により、林道網整備計画における林道（林道+林業専用道）延長累計は、目標3,031kmに対し2,898kmの実績であり、達成率95.6%となった。
- 森林作業道等については、目標延長累計4,146kmに対して4,312kmの実績であり、達成率104.0%となった。

(単位：km)

区 分	～平成23年度	平成24年度実績
林 道	2, 4 0 3. 1	5. 0
林 業 専 用 道	4 8 7. 0	2. 5
小 計	2, 8 9 0. 1	7. 5
森 林 作 業 道	3, 4 8 4. 9	4 6 1. 3
その他作業道	3 6 1. 4	4. 7
小 計	3, 8 4 6. 3	4 6 6. 0
合 計	6, 7 3 6. 4	4 7 3. 5

(注) 林道、林業専用道についての目標は、林道路網整備計画に基づく。
森林作業道等については、当面年間300kmを目標とする。

2 平成24年度に講じた施策について

(1) 林道

流域育成林整備事業により「五秋蛇喰線」(五城目町)ほか4路線について2.6km、
フォレストコミュニティ総合整備事業により「米代線」ほか1路線について2.4km
の合計5.0kmを開設した。

(2) 林業専用道

高能率生産団地路網整備事業により「羽根山線」(北秋田市)ほか4路線について2.2km、森林整備臨時対策事業により「六郎沢線」(横手市)について0.3kmの合計2.5kmを開設した。

(3) 森林作業道

造林補助事業及び木材産業振興臨時対策事業により「梅内山出沢線」(能代市)ほか747路線について461.3kmを開設した。

(4) その他作業道等

県営林経営事業の作業道や治山事業の管理道路として4.7km開設した。

(参考)

●平成24年度に開設した林内路網



林道 五秋蛇喰線(五城目町)
ごしゅうじやばみ



林業専用道 羽根山線(北秋田市)



森林作業道 梅内山出沢線(能代市)

□路網整備のイメージ図



- ◇林道：森林の管理や林産物の搬出するために森林内に開設された道路の総称で、大型車(20 t 積み)の通行可能な自動車道。幅員3.6～7.0m
- ◇林業専用道：幹線となる林道を補完し、森林施業の用に供する道で、10 tトラック等に応じた規格・構造を有するもの。幅員3.5m
- ◇森林作業道：間伐などの森林整備や木材の集積・搬出のために継続的に用いられる道路で、地形に沿うことで作設費用を抑え、繰り返しの使用に耐えられる丈夫で簡易なもの。幅員2.5～3.0m
- ◇その他作業道：県営林経営事業の作業道及び治山事業の管理道等。幅員3.0～4.0m

6 水源地域の保全に関する条例（仮称）の検討について

森林整備課

近年、国内で外国資本等が森林を取得することなどにより、十分な管理が行いづらくなるなど、森林の持つ水源かん養等の公益的機能が低下することが懸念されている。

このため、本県の森林の保全について、県及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、土地の所有権等の移転に事前届出制度を設けるなど、水源地域の機能の維持に寄与する関連条例の制定に向けて検討する。

1 検討事項

- (1) 水源地域の森林の保全方法
- (2) 保全対象区域の指定方法
- (3) 事前届出制度の検討
- (4) 市町村と県の役割分担

2 検討体制

- (1) 水源地域の保全に関する研究会（ワーキンググループ）

- ・ 庁内の関係各課職員による検討
- ・ メンバー

森林整備課、農林政策課、生活衛生課、建設政策課、森林技術センター

- (2) 森林審議会森林保全部会

- ・ 外部の有識者による検討
- ・ メンバー 森林審議会森林保全部会委員

（学識経験者、森林所有者の代表、県民の代表、法律の専門家など）

3 今後のスケジュール（予定）

平成25年	5月～	研究会による条例案の検討
	7月～	森林保全部会による条例案の検討
	6～9月	条例骨子案の作成
	7～10月	市町村、森林所有者等への説明会
	10月～	パブリックコメント
	12月	県議会への素案の説明
	12月	森林審議会への報告
	2月	県議会への条例案提案
平成26年	4月1日	条例施行



水源地域の保全に関する条例(仮称)の検討について

★ 国内における現状 ★

国内(県内)における懸念される事態

事例1

北海道や隣県の山形県などで

★外国人による森林買収

★県外企業による水資源の権利と称する事例が発生

事例2

全国の外国資本による森林買収

★68カ所、801 ha

(平成24年度末)

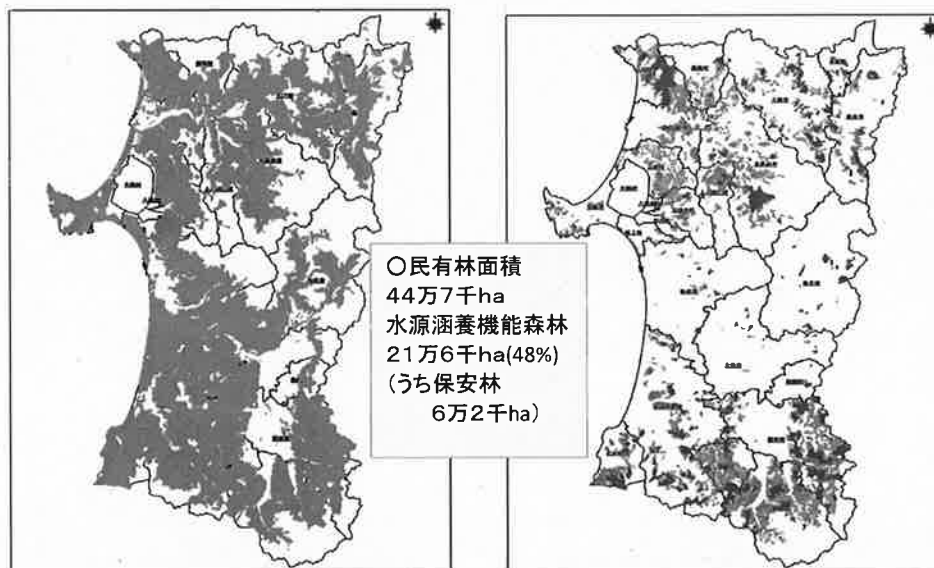
うち北海道が57カ所、732 ha (91%)

事例3

本県の資産保有・転売を目的とした森林の売買

★平成24年度・・・14件、322 ha

参考: 秋田県民有林における水源涵養機能が高い森林の分布



秋田県民有林の分布

民有林における水源涵養機能が高い森林

～ 国、他県、県議会の取組状況 ～

○国の届出制度

国土利用計画法

1ha以上の土地取引
(事後届出)

森林法

・所有者となった届出(事後届出)
・保安林での届出
・林地開発の届出

○他県の届出制度(条例)

☆11道県で施行済

・森林の取引に関する規制
(事前届出)

無届・虚偽
の届出の
場合

勧告・公表・
罰則

○県議会での取組

☆「水源地域の保全に関する調査会」

・県議有志による調査・研究

☆「外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書」

・県議会から国へ(平成25年3月7日提出)



◎ 本県の検討事項 ◎

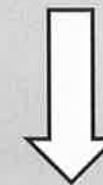
・水源地域の保全方法

・保全対象森林の区域の指定方法

・事前届出制度の検討

・市町村と県の役割分担

・・・など



水源地域の保全制度の整備

今後の進め方

条例施行までのスケジュール

- ・条例案作成(5～9月)
- ・条例案審査(10～12月)
- ・森林審議会への報告(12月)
- ・県議会へ条例案上程(2月)

水源地域保全に係る研究会

☆研究会のメンバー(ワーキンググループ)

・森林整備課、農林政策課、生活衛生課、建設政策課、森林技術センター

森林審議会森林保全部会

(水源地域の保全に関する条例等の検討会)

メンバー

○森林審議会委員8名、法律の専門家1名の予定

市町村説明会(7月～)

・条例の目的や内容等を議論
※趣旨説明
※意見聴取

森林所有者、林業団体、 県民説明会(8月～) (地域説明会)

パブコメ(10月～)

・条例案パブリックコメント
・意見及び対応公表

条例施行

(平成二六年四月予定)